

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由）

総括表

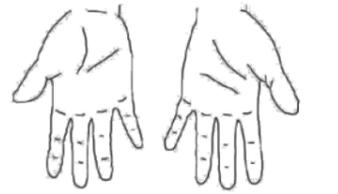
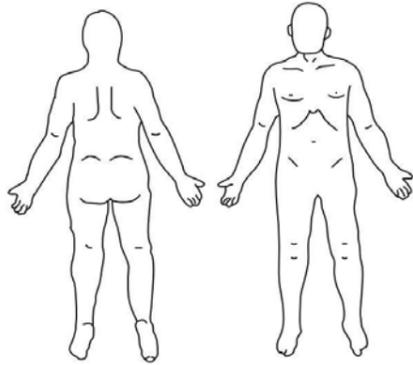
氏名	年 月 日生	男女												
住所														
①障害名（部位を明記）														
②原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷 戦災・疾病・先天性・その他（ ）													
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所														
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む）														
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日														
⑤総合所見														
〔将来再認定：要（重度化・軽度化）（ 年 月）・不要〕														
⑥その他参考となる合併症状														
上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日														
病院又は診療所の名称 所在地 電話（ ） 診療担当科名 科 医師氏名 印														
<p>身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕</p> <p>障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する ・ 該当しない（ 級相当） <p style="text-align: right;">* 下肢と体幹が重複する場合、その総合等級は、原則として指数合算を行わないこと。</p> <table border="1" style="float: right; margin-left: 20px;"> <tr> <td>肢体不自由</td> <td>等</td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>上肢</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>下肢</td> <td></td> <td>級</td> </tr> <tr> <td>体幹</td> <td></td> <td>級</td> </tr> </table>			肢体不自由	等	級	上肢		級	下肢		級	体幹		級
肢体不自由	等	級												
上肢		級												
下肢		級												
体幹		級												
<p>注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼失明、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、角膜混濁、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。</p> <p>2 障害区分や等級決定のため、福島県社会福祉審議会から改めて別紙所見の部分について、お問い合わせする場合があります。</p>														

肢体不自由の状況及び所見（全葉2枚中1枚目）

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入すること）

1. 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙攣性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
3. 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形態異常：なし・あり

参考図示



	右	左
上肢長 c m		
下肢長 c m		
上腕周径 c m		
前腕周径 c m		
大腿周径 c m		
下腿周径 c m		
握力 k g		

× 変形 切離断 感覚障害 運動障害
 (注) 関係ない部分は記入しない

動作・活動 自立-○ 半介助-△ 全介助又は不能-×、() の中のものを使うときはそれに○を付けること。

寝返りする。		ブラッシュで歯を磨く（自助具）	右	左
座る（正座、あぐら、横座り、足を投げ出す）		顔を洗いタオルで拭く		
椅子に腰掛ける		タオルを絞る		
立つ （手すり、壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具）		背中を洗う		
家の中の移動 （壁、つえ、松葉づえ、義肢、装具、車いす）		二階まで階段を上って下りる （手すり、つえ、松葉づえ）		
洋式便器に座る		屋外の移動（家の周辺程度）		
排泄の後始末をする		（つえ、松葉づえ、車いす）		
(箸で) 食事をする（スプーン、自助具）	右	公共の乗り物を利用する		
	左	坐位保持可能時間（背もたれあり・なし）	約	分
コップで水を飲む	右	立位保持可能時間（つえ、松葉づえ、義肢、補装具）	右	約
	左		左	約
シャツを着て脱ぐ		歩行可能距離（つえ、松葉づえ、義肢、補装具）		
ズボンをはいて脱ぐ（自助具）		不能・100m未満・1km未満・2km未満		
ものを持ち上げる	右：正常・可能（5kg、10kg）以内可能、不可能 左：正常・可能（5kg、10kg）以内可能、不可能			

- 注1. 身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○が付いている場合、原則として自立していないという解釈になります。
 2. 片麻痺の場合は患側の評価を記入してください。

付 表

—関節可動域（ROM）と筋力テスト（MMT）—

肢体不自由の状況及び所見（全葉2枚中2枚目）

〔この表は必要な部分を記入すること。〕

筋力テスト	関節可動域	筋力テスト	筋力テスト	関節可動域	筋力テスト
筋力テスト ↓ () 前屈 () 前屈 後屈 () 後屈 ()	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	筋力テスト ↓ () 左屈 () 左屈 右屈 () 右屈 ()	筋力テスト ↓ () 左屈 () 左屈 右屈 () 右屈 ()	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	筋力テスト ↓ () 左屈 () 左屈 右屈 () 右屈 ()
右 () 屈曲 () 外転 () 外旋 () 屈曲 () 回外 () 掌屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	筋力テスト ↓ () 伸腕 () 内転 () 内旋 () 伸腕 () 回内 () 背屈	筋力テスト ↓ () 伸腕 () 内転 () 内旋 () 伸腕 () 回内 () 背屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 () 屈曲 () 外転 () 外旋 () 屈曲 () 回外 () 掌屈
右 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	筋力テスト ↓ () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕	筋力テスト ↓ () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲
() 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	筋力テスト ↓ () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕	筋力テスト ↓ () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲 () 屈曲
右 () 屈曲 () 外転 () 外旋 () 屈曲 () 底屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	筋力テスト ↓ () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕	筋力テスト ↓ () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕 () 伸腕	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 () 屈曲 () 外転 () 外旋 () 屈曲 () 底屈

- 注：
 1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
 2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示方法とする。
 3. 関節可動域の図示は、|←→|のように両端に太線を引き、その間に矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〽)を引く。
 4. 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
 ×印は、筋力が消失又は著減（筋力0.1.2該当）
 △印は、筋力半減（筋力3該当）
 ○印は、筋力正常又はやや減（筋力4.5該当）
 5. (PIP)の項母指は(IP)を指す。
 6. DIPその他手指の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。
 7. 図中塗りつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動は、この部分にはみ出し記入となる。

例示
 (×) 伸腕 屈曲(△)

備考